委託契約の適正な履行について

大和市 契約検査課

本市が発注する委託契約を履行するにあたり、関係法令等の規定はもとより、本市契約規則等の諸規定、及び各契約約款等の規定を遵守し、適正な履行を確保するとともに、次の事項に十分注意するようお願いいたします。

Ⅰ 関係法令の遵守

・本市の委託業務を履行する際は、次に例示する代表的な法令をはじめ、業務内容ごとに個別に関連する専門分野における関連法令についても、事業者の社会的責任のもとに漏れなく遵守されていることが前提となります。

（１）労働者の賃金関係

「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」（日本国憲法第２７条第２項）

「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」（最低賃金法第４条第１項）

※案件により「金額内訳書」をご提出いただく場合があります。ご協力ください。

（２）契約関連法令、本市の規則等

・地方自治法
・大和市契約規則
・大和市条件付一般競争入札実施要領
・大和市電子入札実施要領、など

（３）契約約款

・契約種別（総価・単価）、単年度・複数年契約に応じて添付する約款の記載事項

２ 再委託について

・約款により、再委託は禁止されています（原則）。やむを得ず、主たる業務を除く一部の業務について再委託を行う場合は、必ず、書面により発注者の承諾を得てください。その他、約款の記載事項を十分ご確認ください。